

発議第2号

五知交差点信号機設置（国道167号と市道五知線を結ぶ地点）を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月25日提出

志摩市議会議長 中村孝司様

提出者 志摩市議会 総務産業常任委員会  
委員長 濱野由人

## 五知交差点信号機設置（国道167号と市道五知線を結ぶ地点）を求める意見書

国道167号と、市道五知線から近鉄志摩線五知駅を結ぶ交差点に信号機の設置は、危険除去の観点から25年以上前から、五知区民の積年の最重要課題として、各関係機関に陳情・要望を重ねてきました。

鳥羽二見ラインの完成後、志摩方面や鳥羽方面への走行車両は増加の一途をたどっていますし、国道167号磯部バイパス道路改良工事で、おうむ石トンネルが開通すれば、朝夕の通勤車両や、観光地として認知され他府県からの来訪車両など、今以上の交通量となることはいうまでもありません。更に県道32号伊勢磯部線（通称：伊勢道路）を利用していた大型車両（観光バス・貨物車等）は、この国道を著しく通行すると考えられます。

この国道から志摩市磯部町五知地区（集落）への出入りは、この交差点の市道五知線が唯一の道路でありながら、地理的・構造的に鳥羽方面より急な下り勾配で、意識せずともスピードが出やすく、志摩方面は大きなカーブで見通しがきかない危険な交差点です。市道から進入する場合、走行車両の妨害や衝突事故など重大事故につながるかと、常に危険を感じながら、車両が頻繁に往来する国道を歩行者の横断・車両の走行をしており、危険状況と隣り合わせであると認識しています。

当五知区民は、危機意識を共有しており「五知交差点信号機設置についての署名活動」「区民の自家用車等実態調査」「五知交差点交通量調査」「区民が五知交差点付近でのヒヤリ・ハット調査」等を一丸となって、いかに必要かを訴える請願が提出された次第です。この交差点から近鉄五知駅へは、横断歩道を通勤・通学者、特に高齢者が利用しているのは五知区民のみならず、地区外の生徒（保護者の送迎）や通勤者（駅前に駐車）も多く利用し、重要不可欠の公的交通手段でもあります。

国道167号磯部バイパス道路は車両運転手にとっては、利便性は向上しますし、志摩地域の活性化に貢献することは、いうまでもありませんが、一方そのことによって当地区住民を置き去りにすることはできません。道路網の整備により、五知交差点を利用する全ての人々が、事故への不安視をしており危険であると危惧することは払拭できません。そして、全ての人々のかけがえのない人命を事故によって失うことは絶対に許されないことです。

この様な状況を十分にご認識いただき、五知交差点信号機を早急に設置されますよう、強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月25日

志摩市議会議長 中村孝司

三重県知事 様

三重県公安委員会委員長 様

三重県警察本部長 様